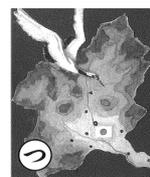




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月30日(水) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規則(感染症・がん疾病対策課) 2

告示

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程を廃止する告示(感染症・がん疾病対策課) 3

病院管理規程

- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 3

規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規則を次のように定める。
令和三年六月三十日

群馬県規則第三百三十七号

群馬県知事 山本 一太

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第三十七条の規定による感染症入院患者の自己負担額の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 感染症入院患者 法第十九条、法第二十条(これらの規定を法第二十六条において準用する場合を含む。)又は法第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した患者をいう。

二 自己負担額 法第三十七条第二項の規定により、感染症入院患者又はその配偶者若しくは当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。) (以下「感染症入院患者等」という。)に負担させる費用の額をいう。

(自己負担額の認定方法)

第三条 自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該感染症入院患者並びにその配偶者及び当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者について、入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として、別表により知事が認定した額とする。ただし、当該認定した額が当該感染症入院患者の入院に要した費用の額を超える場合には、当該入院に要した費用の額をもつて認定した額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳

未滿の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未滿の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該感染症入院患者等が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 月の途中で公費負担を開始し、又は終了した場合におけるその月の自己負担額の認定は、日割計算によるものとし、別表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは、「二〇、〇〇〇円をその月の実日数で除して得た額に公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に一円未滿の端数が生じたときには、その端数の額を切り捨てた額とする。

(自己負担の特例)
第四条 当該感染症入院患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合には、自己負担をさせないものとする。

(自己負担額の減免)
第五条 災害等による感染症入院患者並びにその配偶者及び当該感染症入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額は、第三条により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

附則

この規則は、令和三年七月一日から施行し、同月以後の月分の費用徴収額について適用する。

別表(第三条関係)

Table with 2 columns: 所得割の額の合算額(年額) and 自己負担額(月額). Rows show ranges from 564 to 564,001 yen and 0 yen.

■ 告 示

◎群馬県告示第二百三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による
感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程を廃止する告示を次のように定める。
令和三年六月三十日

群馬県知事 山 本 一 太

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定に
よる感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程を廃止する告示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の規定による
感染症入院患者の自己負担額の認定に関する規程(令和元年群馬県告示第九十八号)
は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、令和三年七月一日から施行する。
- 2 令和三年六月以前の月分の自己負担額の取扱については、なお従前の例による。

■ 病院管理規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに
公布する。
令和三年六月三十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県病院管理規程第十六号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程
第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、基準額が時間額で定められているフルタイム病院局会計年度
任用職員の退職の日における給料の月額は、当該フルタイム病院局会計年度任用職
員の退職の日における給料の時間額に一日当たりの勤務時間を乗じて得た額に、二
十一を乗じて得た額とする。

第十五条中「第十四条第六項」を「前条第六項」に改める。

第二十条第二項中「群馬県病院事業職員の給与に関する規程」の下に「(平成十五
年群馬県病院管理規程第九号)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
